記者発表資料

平 成 ２７年　６月 ２３日
国土交通省郡山国道事務所
福島県会津若松建設事務所

国道121号　通行形態変更(7月6日～)のお知らせ

～会津縦貫北道路と国道121号が接続する交差点の工事を行っています～

郡山国道事務所が工事を進めている会津縦貫北道路と、国道121号が接続する新しい交差点（会津若松北IC）の工事に伴い、国道121号の通行形態が変更となります。

通行規制に伴い、地域の皆様をはじめ、通行する皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○規制場所　：　国道121号（会津若松市高野町地内）
○規制期間　：　平成27年7月6日（月）～平成27年9月上旬（予定）
○規制内容　：　新しい交差点（会津若松北 IC）内において対面通行とします。
※昼夜規制
※土・日祝祭日を含む
※規制期間については、天候や工事の進捗により変更となる場合があります。



【発表記者会：郡山記者クラブ、会津若松市記者クラブ、喜多方日刊新聞記者クラブ】

【お 問 合 せ 先】
〔工事に関すること〕 国土交通省　郡山国道事務所　喜多方出張所
所　長　佐藤（さとう）　寛之（ひろゆき）　電話　0241－23－0298
〔事業に関すること〕 国土交通省　郡山国道事務所　工務課
課　長　佐藤（さとう）　幸喜（こうき）　電話　024－946－0333（内線411）
福島県　会津若松建設事務所　企画管理部管理課
課　長　瓜生（うりゅう）　健光（たてみつ）　電話　0242－29－5450

裏面に規制詳細図があります

現在の規制詳細図

会津若松方面へ向かう2車線を対面通行としています。
（規制延長約600m）

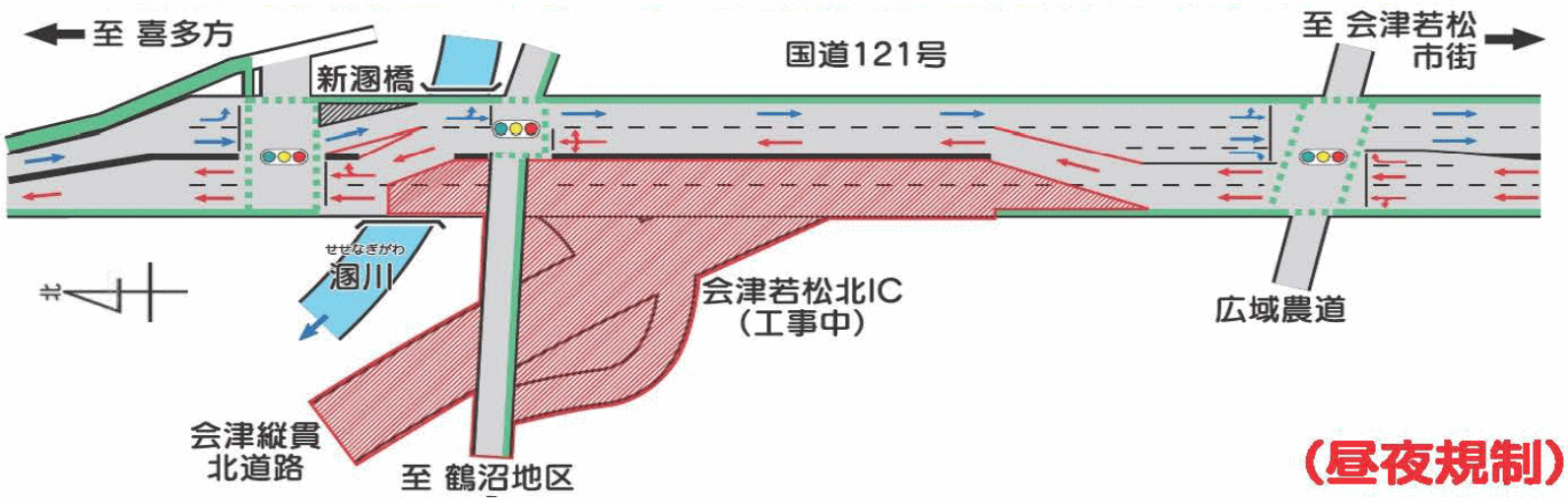

通行形態が変わります

7/6以降の規制詳細図

新しい交差点(会津若松北IC)内が対面通行となります。
（規制延長約600m）

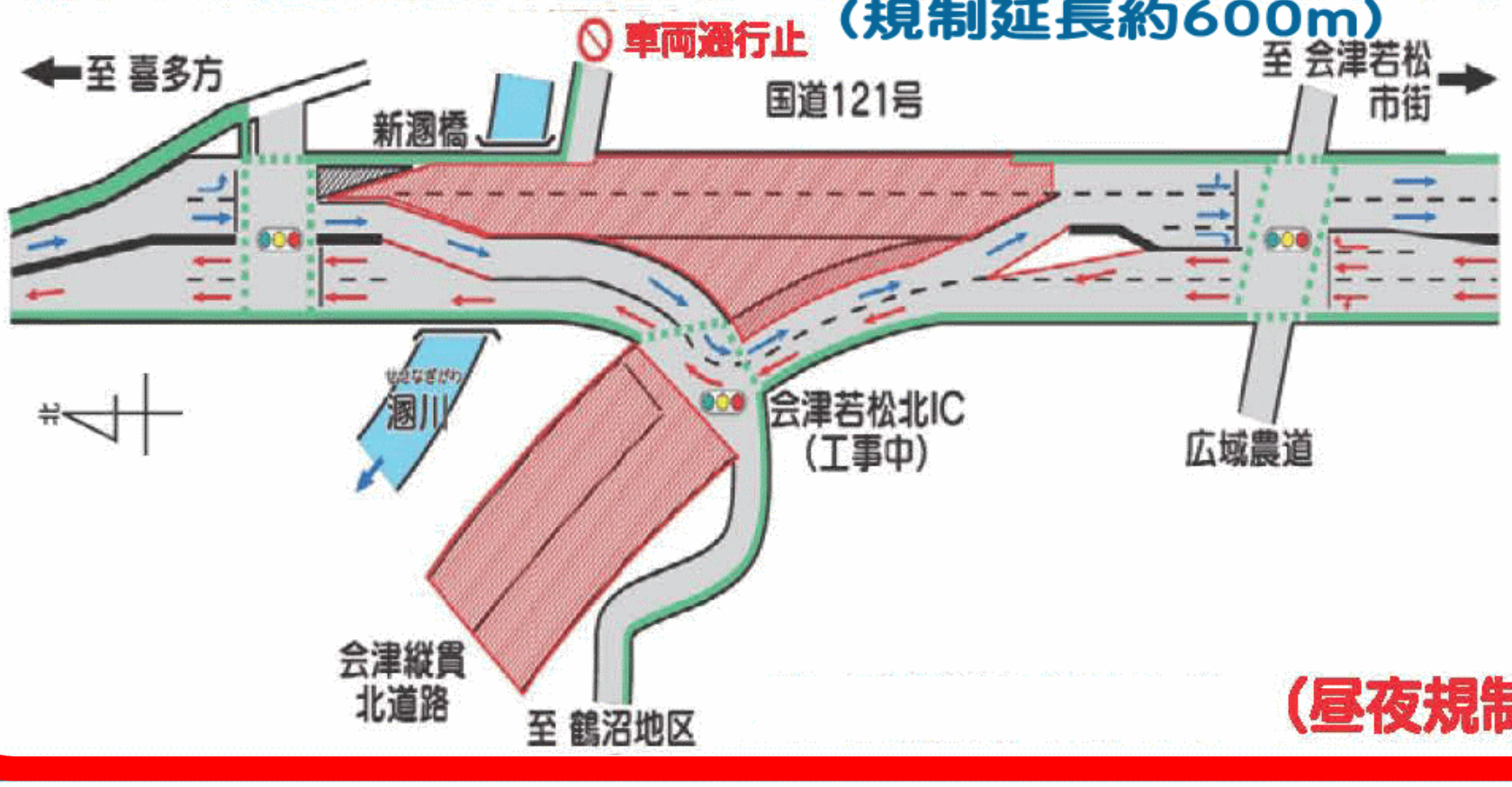

凡例

- 車両通行箇所(会津若松市街方面)
- 車両通行箇所(喜多方方面)
- 歩行者通行可能箇所
- 歩行者通行可能箇所(横断歩道)
- 工事箇所

◆規制期間中は、規制看板等の誘導に従い通行をお願いいたします。